

■釧路市奨学金返済支援補助金について【よくある質問】

令和5年11月1日現在

1 補助対象者について

	質 問	回 答
1-1	「市内に住所を有する」とありますが、就職前から市内に住んでいる場合、また就職を機に市内に居住することになった場合、どちらも対象となりますか。	<p>どちらの場合も対象となります（補助金交付対象期間すべてにおいて、市内に住所を有している必要があります。就職後に転勤等により市外に転出した場合は、補助金の交付が停止となりますので、要綱12条に基づき、速やかに届出を行ってください）。</p> <p>なお、転出した日が属する月（※属する日数が15日未満の場合は対象外）まで交付対象期間となります（企業においても支援をすることが必要です）。</p>
1-2	年齢制限はありますか。	年齢制限はありません（U I J ターンを含む既卒の場合も補助対象となります）。
1-3	市内に本社がある企業に令和4年度以降に新規採用となり、補助対象となる奨学金の貸与を受けていた従業員が採用年度に釧路市以外の支店に配属され、釧路市以外に住所を有していたが、たとえば3年後に本店に転勤となった場合、3年後から補助金の対象者となりますか。	<p>3年後に本店勤務（交付対象者）となった際には、要綱第11条に基づき、速やかに届出を行っていただきます。</p> <p>なお、転入した日が属する月（※属する日数が15日未満の場合は対象外）から交付対象期間となります（企業においても支援をすることが必要です）。</p> <p>※対象期間は60か月を限度とします。</p>
1-4	<p>年度途中から採用の従業員が、補助対象となる奨学金の貸与を受けていた場合、対象となりますか。</p> <p>また、その場合、補助金交付申請期間を過ぎてからの採用となりますが、手続きはどうなりますか。</p>	<p>令和4年4月1日以降であれば、年度途中から採用の場合も補助対象となります。対象となることが判明した時点で、補助金交付申請を行ってください。</p> <p>なお、就職した日が属する月（※属する日数が15日未満の場合は対象外）から交付対象期間となります（企業においても支援をすることが必要です）。</p>
1-5	補助対象従業員が市外の事業所に勤務している場合、補助対象となりますか。	要件を満たせば（企業の本社等が市内であり、対象従業員が市内に住所を有しているなど）、他市町村に所在する事業所に勤務している場合でも補助対象となりますので、詳細をお知らせください。

	質 問	回 答
1-6	補助対象従業員が補助金交付決定後、年度途中で市外へ転出した場合、補助対象となりますか。	市外転出までの間に補助対象従業員が返済した奨学金については、市外転出した日が属する月（※属する日数が15日未満の場合は対象外）まで、補助対象とします（企業においても支援をすることが必要です）。
1-7	補助対象従業員が補助金交付決定後、退職した場合、取り扱いはどうなりますか。	退職までの間に補助対象従業員が返済した奨学金については、退職した日が属する月（※属する日数が15日未満の場合は対象外）まで補助対象とします（企業においても支援をすることが必要です）。
1-8	対象は新卒に限りますか。	U I J ターンを含む既卒の場合も補助対象となります（年齢制限はありません）。
1-9	大学等を中退したが、在学中に補助対象となる奨学金の貸与を受けていた場合、補助対象となりますか。	対象となります。ただし、釧路市奨学金返済支援補助金交付要綱第3条の要件を満たす必要がありますので、市役所商業労政課までご相談ください。

2 補助金の交付について

	質 問	回 答
2-1	補助対象となる奨学金はなんですか。	独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金及び釧路市奨学金、その他地方公共団体が貸与する奨学金を想定しています。それ以外の奨学金の貸与を受けている場合は、市役所商業労政課までご相談ください。
2-2	新卒の従業員の場合、7か月後からの返済となるが、期間（3年間）はいつから起算するのですか。	補助対象期間（原則3年間。企業が継続する場合、5年間まで延長）は実際に奨学金を返済した期間を積算しますので、例えば10月から返済が始まった場合、初年度は6か月分、2・3年度目はそれぞれ12か月分、4年度目は6か月分の返済額が補助対象となります（3年間の場合）。
2-3	市が従業員に補助金を交付するタイミングはいつになりますか。	当該年度4～5月頃に従業員から企業を通じて補助金交付申請を行っていただいた後、3月に実績報告、翌年度の4月に補助金交付を予定しております。

2-4	補助金は千円未満切り捨てとなっているが、どの段階で端数処理を行いますか。	<p>実績報告の際に、年間の返済額の合計金額をもとに補助金額を算出する際に端数処理を行います。</p> <p>毎月の返済額が 7,600 円の場合、$7,600 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 91,200 \text{ 円}$が補助対象経費となり、補助金額は $91,200 \text{ 円} \times 1/3 = 30,400 \text{ 円} \Rightarrow 30,000 \text{ 円}$となります。</p>
-----	--------------------------------------	---

3 企業の対応について

	質 問	回 答
3-1	従業員の奨学金返済を支援するための手当等は、市と同じように年1回払いとするべきですか。手当として毎月支給しても問題ありませんか。	登録企業におかれましては、市と同額以上の支援をお願いしております。支給方法につきましては、他市の状況等を見ますと、毎月の手当として支給しているのが一般的のようですが、それぞれの企業においてご判断いただいて問題ありません。
3-2	従業員の奨学金返済を支援するための手当等は、中小企業等の財務上どのように取り扱えばよいですか。	他の手当等と同様に、財務上の損益として計上されます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
3-3	従業員の奨学金返済を支援するための手当等は、従業員の給与として課税されますか。	他の手当等と同様の取扱いとなりますので、給与所得として課税対象となります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
3-4	従業員の奨学金返済を支援するための手当等について就業規則等に規定する必要がありますか。	従業員の方の利便性を考えますと、支援対象となる範囲や支給額等について就業規則等について規定するのが望ましいと考えておりますが、取扱いにつきましては、各企業において従業員団体等と確認の上、ご判断ください。
3-5	従業員から提出された書類等について、会社で保管する必要がありますか。	市としましては、申請において必要な書類の確認ができれば、手続き上は問題ありません。それぞれの企業において、手当等の支給の根拠となる書類について、他の手当等の取扱いに準じて、ご判断ください。
3-6	令和3年度以前に採用した職員や釧路市以外に住所を有している職員に対して、本補助金の補助対象の要件に合わせて手当等を支給してもよいですか。	本補助金の対象とはなりません。それぞれの企業において、就業規則等に基づき手当等を支給することは問題ありません。

3-7	従業員への手当等ではなく、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金貸与機関へ直接送金による従業員の奨学金返済支援はできますか。	奨学金貸与機関への直接送金による従業員の奨学金返済支援は差し支えありませんが、送金方法等の調整につきましては、各企業において行っていただきます。 ※独立行政法人日本学生支援機構『企業の奨学金返還支援(代理返還)制度』 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html
-----	--	--

4 その他

	質 問	回 答
4-1	本補助金は、いつまで続きますか。	現段階で期限は決まっておりません。今後、制度の利用状況や効果を検証したうえで、継続していきますが、検証の結果を踏まえて、内容変更や廃止をすることもあり得ます。
4-2	本制度の登録企業であることを、採用活動などでPRしてもよいですか。	ぜひ、PRをお願いします。市といたしましても、登録企業につきまして、市ホームページ等において、周知してまいります。